

NPO 法人 K-IT シティ・コンソーシアム	1. 寄附金	理事長
細則		2005.1.15

範囲：この法人に拠出される寄附金の取扱いについて定める。

#### 第1条 寄附金とは

継続性がなく、この法人またはこの法人が実施する事業に対して賛同したものから、見返りを期待せずに拠出される金銭や財産を言う。

#### 第2条 正会員による寄附金

この法人の正会員であることによって理事長の指名により業務に従事し報酬をうる事とできた場合には、自発的にこの法人に相当量の寄附を拠出するものとする。

#### 第3条 賛助会員の会費

定款第6条に定める賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体であるから、賛助会員が拠出する賛助会費には見返りを期待されていない。

よって、賛助会員会費は寄附金として取扱う。

#### 第4条 寄附金の資産管理

寄附金の資産は、特定非営利活動に係る事業または、事務局経費に引き当てることのできるものとする。

2. 税務処理は、税理士の指導を受けて、税法に則り管理するものとする。

#### 第5条 寄附金拠出者に税法上の取扱い

当法人は、認定特定非営利活動法人ではないので、当法人への寄附金は免税の対象には、ならない。

#### 付則

1. この細則は、第4期第1回理事会で議決したので、理事長決済により、平成17年1月15日より施行するものとする。

2. この細則施行前に、この細則の規定と同一趣旨により、正会員が寄附金として拠出したものについては、定款第12条の規定により返還しないものとする。